

情個審第 39 号

令和3年3月31日

茨城県教育委員会  
教育長 小泉 元伸 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会  
委員長 古屋 等

保有個人情報開示決定に対する審査請求について（答申）

令和2年12月21日付け義教諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

#### 記

「私が教育委員会に開示請求及び行政不服審査請求をした件で、県が作成・取得した一切の情報」開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第101号）

（個人情報答申第95号）

## 第1 審査会の結論

第2の1に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）につき、別表1の「行政文書名」欄に掲げる行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、別表2の「改めて特定すべき保有個人情報が記録されている行政文書名」欄に掲げる文書に記録された保有個人情報を特定し、改めて開示決定等すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報の開示請求

令和元年8月16日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる本件請求を行った。

私が、〇〇市立学校のいじめ問題で、知事及び教育委員会に開示請求、処分と不作為に対しての行政不服審査請求及び請願をした件で取得・作成されたもの一切。ただし、当該開示請求に係る請求対象行政文書自体を除く。

### 2 実施機関の決定及び通知

令和元年10月17日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、本件保有個人情報を特定し、開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け義務指令第3号（以下「本件通知書」という。）により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和2年1月2日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、さらに請求の対象となる保有個人情報を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

また、裁量的開示を実施することを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求書における主張について

ア 文書の探索が不十分であるか、又は対象文書を適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。本件請求に係る保有個人情報が、本件処分で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。少なくとも、それぞれの結論に係る保有個人情報は、一部特定されているが、検討に係る保有個人情報が一切特定されていない。

イ 本件処分に教示を欠いていたことから、処分の取消しは免れない。

### (2) 反論書における主張について

ア 開示請求や行政不服審査請求の手続きによれば、他にも本件請求に係る保有個人情報が存在するはずである。

少なくとも、実施機関に宛てた令和〇年〇月〇日付け請願書は、実施機関の情報公開及び行政不服審査に係る内容であり、実施機関が請願内容に係り知事部局や〇〇市と全くやり取りをしていないとは考えられず、その請願に関する保有個人情報や本件請求に係る保有個人情報を特定すべきである。

イ 上記アの情報を記録した保有個人情報は、茨城県における情報公開、行政不服審査及び請願の流れに関する経緯も含めた意思決定に至る過程並びに茨城県の事務及び事業の実績を合理的に跡付け・検証することができるようにするために、取得・作成する必要があると認められる文書である。

しかし、他に保有個人情報が存在しないとすることは、公文書管理、情報公開及び個人情報保護の制度そのものを否定することにほかならず、条例の第1条及び第3条の規定、条例全体の精神並びに茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「情報公開条例」という。）の前文、第1条及び第3条の規定、情報公開条例全体の精神並びに公文書管理の制度趣旨に違反することになるから、にわかに信じ難い。

ウ 実施機関は、上記ア及びイのとおり申請どおりの処分をしておらず、本件請求に係る保有個人情報の特定について、取消訴訟及び審査請求をすることができる処分につき、まるでそれらをすることができないかのように教示をすることなく、本件通知書を交付したことは違法であることから、本件処分は当然取り消すべきである。

エ 国や〇〇県などは、情報公開審査会への反論書の提出をFAXによる方法でも認めている。茨城県でも、郵送や持参に係る金銭的及び時間的

な負担を考慮し、行政不服審査法第1条の規定（簡易な手続きによる救済）並びに条例の趣旨及び目的に鑑みて、FAXによる提出を認めるべきである。

オ 以上のことから、特定漏れされた保有個人情報について特定した上で開示すべきであって、本件処分はこれを怠った違法なものであることから、取り消されるべきである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件請求に係る保有個人情報の特定について

審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。本件対象情報が、本件処分で特定されたもので尽くされているとは到底、考えられない。少なくとも、それぞれの結論に係るものは一部特定されているようであるが、検討に係るものが一切特定されていない。」と主張しているので、以下、本件請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について述べる。

##### (1) 文書の探索について

文書の探索が不十分であるとの審査請求人の主張については、まず、本件請求時には、教育庁学校教育部義務教育課の執務室に保存している文書及び執務で使用するハードディスクに保存している電磁的記録について探索を行うとともに、関係課である同庁総務企画部総務課内の執務室に、保存している文書の探索を同課に依頼したものの、本件保有個人情報以外の存在を確認できなかった。

次に、審査請求時には、改めて同庁学校教育部義務教育課及び総務企画部総務課の執務室を探索したが、本件保有個人情報以外は確認できなかった。

##### (2) 対象文書の適用除外について

本件請求に係る保有個人情報を条例の適用除外と判断することが違法であるとの審査請求人の主張については、まず、条例第53条第1項において、統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計調査に係る個人情報については、この条例を適用しないと規定しているが、同法に基づく保有個人情報は保有していない。次に、同条第2項において、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されない保有個人情報については、この条例の第4章及び第5章の規定を適用しないと規定しているが、同項の規定が適用される保有個人情報は保有していない。次に、同条第3項において、特

定の保有個人情報を検索することが著しく困難な状態にある保有個人情報については、第4章の規定の適用について、実施機関に保有されていないものとみなすと規定しているが、同項の規定が適用される保有個人情報は保有していない。

よって、同条各項の規定により適用除外とした保有個人情報は存在しない。

### (3) 対象文書の解釈上の不存在について

本件請求に係る保有個人情報を解釈上の不存在と判断することが違法であるとの審査請求人の主張については、本件保有個人情報以外に情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書に記録されている個人情報を保有しているにもかかわらず、特定していないものがあるとの主張と史料する。しかし、上記(1)及び(2)のとおり本件請求に係る保有個人情報を、審査請求人が主張する検討に係るものも含めて全て特定した上で、本件処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

## 2 教示について

審査請求人は、本件処分について、本件通知書に審査請求を行うことができる旨の記載がなく、「教示を欠いていたことから、処分の取消は免れない。」と主張しているが、行政不服審査法第82条第1項では、不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に不服申立てをすることができることを教示しなければならないと規定している。

この点について、申請に応じて申請どおりの処分をする場合においては、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるため、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと解されている(行政不服審査研究会編「行政不服審査事務提要」2714ページ)。

本件処分は、審査請求人の開示請求に応じて、開示決定を行ったものであり、上記の「申請に応じて申請どおりの処分をする場合」に該当し、教示を要する処分ではないことから、本件処分に教示の不備があるとする審査請求人の主張は、失当である。

## 3 結論について

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件請求に係る保有個人情報の特定について

- (1) 本件請求につき、実施機関が本件保有個人情報を特定し、本件処分を行ったのに対し、審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。」、「少なくとも、それぞれの結論に係るものは一部特定されているようであるが、検討に係るものが一切特定されていない。」と主張しているので、以下では、本件請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について検討する。
- (2) 条例第12条第1項の規定に基づき開示を請求することができる「保有個人情報」とは、条例第2条第5項において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。）に記録されているものに限る。」とされている。
- (3) 審査請求人の上記(1)の主張に対し、実施機関は、次のとおり主張している。

まず、本件請求時には、教育庁学校教育部義務教育課の執務室に保存している文書及び執務で使用するハードディスクに保存している電磁的記録について探索を行うとともに、関係課である同庁総務企画部総務課内の執務室に、保存している文書の探索を同課に依頼したものの、本件保有個人情報以外の存在を確認できなかった。

次に、審査請求時には、改めて同庁学校教育部義務教育課及び総務企画部総務課の執務室を探索したが、本件保有個人情報以外は確認できなかった。

- (4) 審査請求人が「少なくとも、それぞれの結論に係るものは一部特定されているようであるが、検討に係るものが一切特定されていない。」と主張していることから、当審査会事務局職員をして、実施機関に本件請求に係る保有個人情報として、平成〇年〇月〇日付け開示請求や平成〇年〇月〇日付け審査請求に対する検討に係る情報の有無について確認したところ、別表2の「改めて特定すべき保有個人情報が記録されている行政文書名」欄に掲げる平成〇年〇月〇日付け開示決定等及び平成〇年〇月〇日付け審査請求に関する弁明書の作成に係る決裁権者の意思決定の記録である起案文書について、保有しているとのことであった。

当審査会で当該起案文書を見分したところ、当該起案文書には審査請求人の氏名等が記録されており、実施機関の職員が職務上作成した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、審査請求人の保有個人情報であ

ると認められる。

よって、本件保有個人情報の外に、別表2の「改めて特定すべき保有個人情報」欄に掲げる行政文書に記録された保有個人情報を特定する必要があると認められる。

なお、審査請求人は、令和〇年〇月〇日付け請願書の内容について、実施機関は、同日付け請願書を特定しているが、実施機関が知事部局及び〇〇市とのやり取りをしていないとは考えられず、当該やり取りに関する行政文書を特定すべきと主張している。この点について、当審査会事務局職員をして、実施機関に確認したところ、実施機関は、当該請願書を意見として、今後の業務の参考に資するものとしたため、知事部局及び〇〇市とのやり取りをしておらず、審査請求人の主張している保有個人情報を保有していないと主張している。

当審査会において、実施機関の主張について検討したところ、当該やり取りに関する行政文書を保有していないとする実施機関の説明に、特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(5) また、審査請求人が、本件請求に係る保有個人情報について、適用除外と判断することが違法であると主張しているのに対し、実施機関は次のとおり主張している。

ア まず、条例第53条第1項において、統計法に基づく統計調査に係る個人情報については、条例を適用しないと規定しているが、同法に基づく保有個人情報は保有していない。

イ 次に、同条第2項において、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報については、条例の第4章及び第5章の規定を適用しないと規定しているが、同項の規定が適用される保有個人情報は保有していない。

ウ さらに、同条第3項において、特定の保有個人情報を検索することが著しく困難な状態にある保有個人情報については、第4章の規定の適用について、実施機関に保有されていないものとみなすと規定しているが、同項の規定が適用される保有個人情報は保有していない。

(6) 当審査会において、上記(5)の実施機関の主張について検討したところ、上記(5)イについて、条例第53条第2項では、個別の法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されないこととされている保有個人情報については、条例の第4章及び第5章の規定を適用しないとされているところ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）において行政機関の保有する個人情報の保

護に関する法律の規定を適用しないとの規定は存在しない。

また、上記（５）ア及びウの実施機関の説明について検討したが、それらの説明には、特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

よって、本件請求に係る保有個人情報について、条例の適用除外と判断したものは存在しないものと認められる。

- (7) また、審査請求人が、本件請求に係る保有個人情報について、解釈上の不存在と判断することが違法であると主張しているのに対し、実施機関は、本件保有個人情報以外に、情報公開条例第２条第２項に規定する行政文書に記録されている個人情報を保有しているにもかかわらず、特定していないものはなく、本件請求に係る保有個人情報を全て特定した上で、本件処分を行っているとは主張している。

当審査会において、実施機関の主張について検討したところ、別表２の「改めて特定すべき保有個人情報が記録されている行政文書名」欄に掲げる行政文書に記録された保有個人情報を除き、特段不自然又は不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められなかった。

よって、別表２の「改めて特定すべき保有個人情報が記録されている行政文書名」欄に掲げる行政文書に記録された保有個人情報を除き、存在しないものと認められる。

## 2 教示について

審査請求人は、本件処分について、「文書の特定について取消訴訟及び審査請求をすることができる処分につき、まるでそれらをする事ができないかのように、教示を欠いた通知書を交付した違法があるから、当然に取り消すべきである。」と主張しているので、以下、本件処分の教示について検討する。

行政不服審査法第８条においては、不服申立てをすることができる処分をする場合には、当該処分の相手方に不服申立てをすることができること等を教示しなければならない旨規定されている。

この点について、申請に応じて申請どおりの処分をする場合においては、当該処分の相手方には不服申立ての利益はないと考えられるため、当該処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず、教示を要しないと解されている（行政不服審査研究会編「行政不服審査事務提要」２７１４ページ）。

本件処分は、審査請求人の開示請求に応じて、開示決定を行ったものであり、上記の「申請に応じて申請どおりの処分をする場合」に該当するから、



教示を要する処分ではない。

よって、本件処分に教示の不備があるとする審査請求人の主張は、採用できない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記判断を左右するものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年12月21日	諮問受理
令和3年2月19日	審査（令和2年度第6回審査会第二部会）
令和3年3月5日	審査（令和2年度第7回審査会第二部会）

別表 1

	行政文書名
1	行政文書開示請求書（平成○年○月○日付け）
2	決定期間延長通知書（平成○年○月○日付け）
3	開示請求に係る行政文書の写しの交付について（平成○年○月○日付け）
4	行政文書開示決定通知書（平成○年○月○日付け）
5	行政文書部分開示決定通知書（平成○年○月○日付け）
6	行政文書不開示決定通知書（平成○年○月○日付け）
7	調定決議票（平成○年○月○日付け）
8	審査請求書（平成○年○月○日付け）
9	弁明書の送付及び反論書の提出について（平成○年○月○日付け）
1 0	弁明書（平成○年○月○日付け）
1 1	書留・特定記録郵便物等受領証（平成○年○月○日付け）
1 2	反論書（平成○年○月○日付け）
1 3	不作為の審査請求書（平成○年○月○日付け）
1 4	請願書（令和○年○月○日付け）

別表 2

	改めて特定すべき保有個人情報記録されている行政文書名
1 5	決定期間延長通知書（平成○年○月○日付け）に係る起案文書
1 6	行政文書開示決定通知書（平成○年○月○日付け）に係る起案文書
1 7	行政文書部分開示決定通知書（平成○年○月○日付け）に係る起案文書
1 8	行政文書不開示決定通知書（平成○年○月○日付け）に係る起案文書
1 9	弁明書（平成○年○月○日付け）に係る起案文書
2 0	弁明書（平成○年○月○日付け）に係る起案文書（文書番号採番用）